

令和2年度第1回行政監査結果報告書（概要）

第1 監査実施概要

1 監査テーマ（P 1）

保育所の待機児童対策について

2 監査テーマ選定の趣旨（P 1）

区は、女性の就業率の増加を背景に保育需要が高まる中、誰もが安定して保育を受けられるまちづくりを進めている。

そこで、令和2年度第1回行政監査では、保育所の待機児童対策に関連する事業について、計画的及び効果的に行われているかなどの観点から検証を行った。

3 監査の着眼点（P 1）

- (1) 保育所の待機児童対策に関連する事業は、計画的及び効果的に行われているか。
- (2) 保育所の待機児童対策に関連する事業について、区・保護者・事業者間の情報提供・情報共有は円滑に行われているか。

4 監査対象及び監査対象課（P 1）

(1) 監査対象

保育所の待機児童対策に関連する事業

(2) 監査対象課

子ども家庭部 保育サービス課・子育て支援施設課
教育委員会事務局 学務課

5 監査実施期間（P 1）

令和2年6月29日（月）から令和3年2月19日（金）まで

第2 監査結果

現況と課題 (P 3)

- 1 就学前児童数と保育需要 (P 3)
- 2 待機児童の概況 (P 7)
- 3 保育に関する区の主な計画 (P 14)
- 4 区の待機児童解消に向けた主な取組 (P 17)
- 5 保育体制の充実 (P 32)
- 6 事務の効率化と保育情報の提供 (P 37)

検討・改善を求める事項 (P 41)

着眼点1 保育所の待機児童対策に関連する事業は、計画的及び効果的に行われているか。

- 1 安心して子どもを預けられる保育の環境体制について
認証保育所の定員数は令和2年4月1日現在531人であり、平成31年4月1日現在の565人と比較すると34人減少した。また、令和2年4月1日に入園した児童は369人であった。
保育サービス課は、定員数が充足していない認証保育所等を待機児童解消に向けて、有効に活用していく必要がある。(P 26)

着眼点2 保育所の待機児童対策に関連する事業について、区・保護者・事業者間の情報提供・情報共有は円滑に行われているか。

- 1 保護者への情報発信の充実について
保育サービス課は、保育を利用する保護者との信頼関係を高めるため、保育園と常に連携を図りながら、各種媒体を通じて、保育サービスに関する様々な情報の提供を積極的に行い、保護者と情報の共有化を図っていく必要がある。(P 40)

総括意見（P 42）

昨年 12 月、厚生労働省は、新たな子育て安心プランを発表し、ますます増大する保育需要への備えについて、地方公共団体のさらなる取組を求めた。

本年度末における待機児童ゼロの実現は全国的に難しく、本区においても種々の取組にもかかわらず、全面的な解消には至らない状況である。

しかしながら、安心して子どもを産み、育てることのできる保育環境を整備することは、板橋区が「東京で一番住みたくなるまち」を実現するうえで達成すべき目標の一つである。

まずは保育を必要とするすべてのニーズに応えられるだけの保育定員の確保に最大限の努力を尽くす必要がある。

そのうえで、区があらためて認識すべき課題について意見を述べる。

第一に、保育の質の確保に努めることについてである。

保育施設の運営には、社会福祉法人や民間企業など様々な主体が参入している。事業経験の蓄積や在籍するスタッフの規模にも大きな差があり、安心安全の保育水準を確保することが求められている。

区は、あらゆる保育事業者と連携協力しながら、区民が安心して子どもを預けることのできる保育環境を実現するため、保育の質の維持向上に努める必要がある。

民間事業者による保育士の教育訓練の内容に対する指導助言にも積極的な関与が求められる。

第二に、区の保育行政の基盤を強固にすることについてである。

既に見てきたように、待機児童対策に係る財政負担は非常に大きく、今後も区財政への影響は一層増大する状況が予想される。

区は、これまで保育行政に係る担当組織や人員の強化、万全の体制整備に努めてきた。

今後、なお一層の子育て支援施策の充実を目指していくためにも、区民の理解を得ながら、関係機関や事業者と連携して、さらなる待機児童対策に取り組むことを望む。